

平成 27 年度
第 1 回熊本市総合教育会議
- 資 料 -

< 目 次 >

次 第	・ ・ ・ ・ ・	P 1
出席者名簿	・ ・ ・ ・ ・	P 2
審議事項	・ ・ ・ ・ ・	P 3
協議事項	・ ・ ・ ・ ・	P 8

平成 27 年度第 1 回熊本市総合教育会議

日 時 平成 27 年 6 月 5 日（金）午後 2 時 30 分～午後 4 時（予定）

場 所 熊本市役所議会棟 2 階 議運・理事会室

－ 次 第 －

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 教育委員の紹介

5 審議事項

第 1 号議案 熊本市総合教育会議運営要綱（案）及び熊本市総合
教育会議傍聴要綱（案）について

6 協議事項

(1) 熊本市教育大綱策定方針について

(2) 熊本市教育委員会の取組状況について

7 その他

8 閉 会

熊本市総合教育会議 出席者名簿

【熊本市】

市 長 大西 一史

【熊本市教育委員会】

教育委員長 崎元 達郎

教育委員 森 徳和

教育委員 泉 薫子

教育委員 田口 伸子

教 育 長 岡 昭二

資料（審議事項）

熊本市総合教育会議運営要綱（案）及び熊本市総合教育会議傍聴要綱（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営について、同条第9項の規定に基づき、「熊本市総合教育会議運営要綱（案）」及び「熊本市総合教育会議傍聴要綱（案）」のとおり定めるもの。

熊本市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調整 教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。
- (2) 協議 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行なわれるものをいう。

（協議等事項）

第3条 会議は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する市長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (3) その他市長が必要と認める事項

（会議の招集等）

第4条 会議の招集は、市長が会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、直ちに会議に付することができる。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、

市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。この場合において、市長は求めがあった事項について検討を行い、検討結果について速やかに教育委員会に通知しなければならない。

(会議)

第5条 会議は、教育委員会の教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで会議を開催することができる。この場合において、あらかじめ対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応が一任されている場合には、その範囲内で教育長は、協議、調整又は決定を行うことができる。

2 市長は、会議の議長となる。

3 会議において、調整の結果、市長及び教育委員会双方の合意が得られた事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

4 会議において、市長と教育委員会の合意が得られなかった事項については、法第22条に規定する事項にあっては市長が、法第21条に規定する事項にあっては教育委員会がそれぞれの判断により事務を執行する。

(意見聴取)

第6条 第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者を出席させ又はその他の方法にて、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する案件について、出席者が発議し、議長が認めた場合には、これを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき
- (3) その他公益上必要があると認めるとき

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第1項ただし書により非公開とした案件については、この限りでない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 協議及び調整事項の概要
- (4) 発議内容の要旨及び発議者の氏名
- (5) 調整結果
- (6) その他会議において必要と認めた事項

3 会議録には、市長及び教育委員会の中から1人それぞれが署名しなければならない。
(事務局)

第9条 会議の庶務は、市長政策総室政策企画課において行う。
(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により旧教育長が在職する間における第5条第1項の規定の適用については、同項中「教育長」とあるのは「教育委員長」とする。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (沙)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

熊本市総合教育会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載し、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴人の入場）

第3条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴の制限）

第4条 市長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の禁止）

第5条 次の各号の一に該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 市長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- (6) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他市長の指示に従うこと。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

資料(協議事項1)

I 熊本市教育大綱策定方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する大綱について、その策定方針を協議する。

1 教育大綱策定の趣旨

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

2 策定のポイント

※(1)～(3)については、平成26年7月17日文科省通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」参照。

(1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定する。

(2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・

保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。
- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるが、調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない。

(3) 総合計画及び教育振興基本計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (沙)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

3 熊本市における教育大綱策定方針

- (1) 今年度、新しく「第7次総合計画」が策定されることから、市長と教育委員会とで協議しながら「教育大綱」を策定する。
- (2) 「教育大綱」については「総合計画」の政策・施策等に反映させるべく相互に調整するとともに、「教育振興基本計画」についても「教育大綱」との整合を図る。
- (3) 教育大綱、総合計画及び教育振興基本計画の関係

	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する「大綱」	総合計画	教育振興基本計画
根拠	法律事項【必須】	任意	法律事項【任意】
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3	熊本市自治基本条例第13条第1項 熊本市総合計画策定に関する訓令	教育基本法 第17条第2項
趣旨	地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化振興に関する施策の総合的な推進を図る	総合的かつ計画的な市政の推進	教育施策の総合的・計画的な推進
策定主体	熊本市長	熊本市	熊本市教育委員会
手続き	市長:作成 市長及び教育委員会:協議 市民:パブリックコメント 議会:報告	市長及び教育委員会:作成 市民:パブリックコメント 議会:議決	教育委員会:作成 市長部局:経営戦略会議 市民:パブリックコメント 議会:報告
対象範囲	・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する目標や根本となる方針を記載。ただし、教育委員会との協議により市長の権限に関わらない事項についても記載可。	市政全般	教育の振興のために必要な施策 ・幼児教育 ・家庭教育 ・学校教育 ・生涯スポーツ ・文化の振興と保全

参考:第6次総合計画の施策の体系及び事業の概要

施策の体系

【施策の目標】

子どもの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性やたくましさをはぐくむ



事業の概要

【学ぶ楽しさや分かる喜びのある教育の推進】

- ①少人数学級や少人数指導など、個に応じたきめ細かな指導を通して、一人ひとりを大切にする授業の確立を図るとともに、学ぶ意欲と確かな学力の向上を図ります。
- ②国際理解、環境、情報など、新たな時代に対応した教育を充実します。

【教職員の指導力の向上】

- ①「教育都市くまもとの教職員像」の実現を目指し、授業内容や指導法を高めるため、校内研修や派遣研修などを実施するとともに、本市の将来の教育を担う若手教師を育成しながら、教職員の指導力の向上を図ります。

【豊かな心をはぐくむ教育の推進】

- ①子どもたちの人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに他の人を大切にす人権教育の充実を図ります。
- ②生命を大切にす心や美しいものに感動する心、感謝する心や郷土を愛する心など、子どもたちが人として豊かに生きるための道徳性を育成する道徳教育を充実します。
- ③子どもたちの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむために、自然体験や農業・漁業等の勤労体験などの様々な体験的学習の充実に努めます。
- ④子どもたちの悩みや不安を受け止めて、問題解決の支援を行う相談体制を充実します。
- ⑤特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援を行うため、個別の指導計画の作成・活用等を通して、特別支援教育の充実を図ります。

【健康づくりの推進】

- ①子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送るため、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、体力づくりや食育を推進します。

【学習施設の整備】

- ①安全で良好な学習環境を確保するため、過大規模校の解消や校舎・体育館などの施設・設備の改善をさらに進めます。
- ②特別な教育的支援を必要とする子どもの多様なニーズに対応するため、市立特別支援学校の整備を進めます。

【子どもたちの安全・安心の確保】

- ①学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育等の安全教育の充実を図ります。

【家庭や地域社会の学校教育活動への参画・支援】

- ①学校支援ボランティア制度などを活用し、様々な学校教育活動の中で地域の方々の特技や専門性を生かしながら、家庭・地域社会と連携した学校づくりを進めます。

4 教育大綱策定スケジュール(案)

月	教育大綱	総合教育会議	総合計画
4月			○総合計画検討会議
5月			
6月	基本方針確認 ・大綱原案に関する基本方針の確認 ・スケジュール調整	第1回総合教育会議	○基本構想(素案)審議
7月			○基本構想(案)審議
8月			○基本構想(案)、基本計画(骨子)(案)審議
9月	大綱原案内容検討 ・教育大綱原案に関する審議 ・原案及びスケジュール議会説明	第2回総合教育会議	○基本構想(案)、基本計画(骨子)(案)説明 (9月議会)
10月			○基本計画(原案)審議
11月上旬	大綱(案)承認	第3回総合教育会議	○オープンハウス
12月	・パブリックコメントは、総合計画と同時開催		○基本計画(素案)説明(12月議会) ○パブリックコメント
1月			○地域説明会
2月上旬	大綱承認	第4回総合教育会議	○総合計画(案)決定
3月	・教育大綱議会報告		○総合計画(案)議決(3月議会)

※総合教育会議においては、「教育大綱」のほか、熊本市の教育に関する課題や熊本市と教育委員会の連携が必要な事項について協議を行う。

資料（協議事項2）

Ⅱ 熊本市教育委員会の取組状況について

《熊本市教育方針》

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

《学校教育における取組》

■豊かな人間性の育成：「徳」

規範意識や他人を思いやる心や感謝する心、感動する心などの豊かな人間性を育む「徳育」に重点を置き、生命を大切に作る心や郷土を愛する心などを育てる。

【具体的な取組】

○心の教育の推進

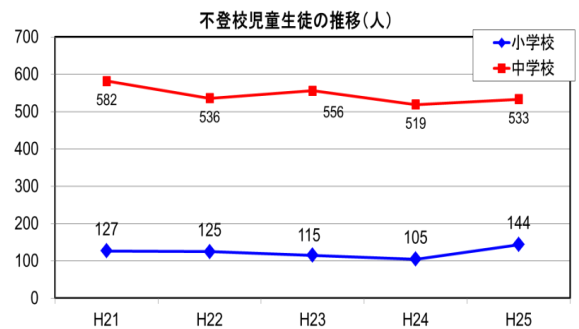
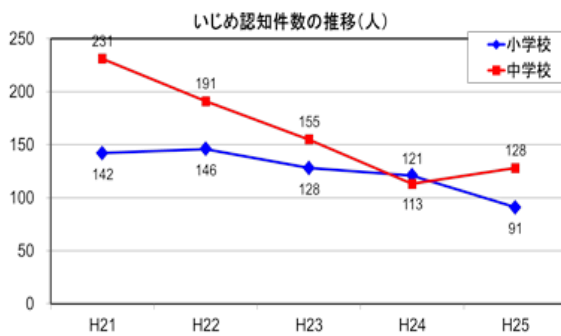
子どもたちの豊かな心をはぐくむため、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や農業・漁業等の勤労体験などの様々な体験的学習の充実に取り組む。

- ・道徳教育の充実（教育活動全体を通じた道徳性の育成、家庭・地域と連携した道徳性の育成）
- ・体験的学習（ナイストライ事業、勤労体験学習等）
- ・感性をみがく教育（本物の芸術や自然科学に触れる機会の充実等）
- ・郷土教育学習
- ・情報モラル教育（SNS等に関する児童生徒、保護者への啓発）

○教育相談の充実

就学や発達、いじめや不登校等の教育に関する相談対応や、関係機関と連携して問題をかかえる子どもたち・保護者等を支援し、悩みの軽減、解消に取り組む。

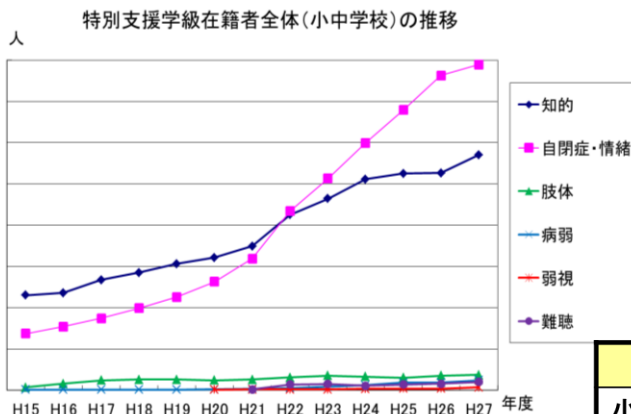
- ・熊本市いじめ防止基本方針に則った対策の推進
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・心のサポート相談員の配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・緊急対応相談員の配置
- ・ユア・フレンド派遣



○特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの状態や発達段階、特性に応じた教育の推進、学習環境の整備に取り組む。

- ・熊本市特別支援教育推進計画の推進
- ・学級支援員派遣
- ・特別支援学級等担当教員やコーディネーターの専門性の向上
- ・すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ・特別支援学校の整備（高等部、小・中学部）



特別支援学級設置数(H27.5.1現在)

	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	89校	269学級	1,020人
中学校	41校	110学級	427人
計	130校	379学級	1,447人

■確かな学力の向上：「知」

確かな学力の向上を図るため、基礎的な知識や技能をしっかりと身に付け、その知識や技能を活用し、自ら考え、主体的に判断し、表現する力を育み、学ぶ意欲を養う。

【具体的な取組】

○教育内容の充実

基礎的・基本的な学習内容の定着や思考力・判断力・表現力等を育むため、子ども一人ひとりの個性や習熟度に応じたきめ細かな指導を行う。

- ・少人数学級の実施（小学校 1～4 年生、中学校 1 年生）
- ・少人数指導の推進
- ・「学びノート」の活用、「学びノート教室」の開催
- ・学力向上支援員の派遣

○国際教育の推進

国際化に対応した子どもたちを育てるため、英語等の外国語の基礎やコミュニケーション能力の育成、異文化や歴史等に対する理解を深める。

- ・ A L T（外国語指導助手）等を活用した英語指導
- ・ブラッシュアップイングリッシュ事業（イングリッシュキャンプ等）
- ・小学校英語活動の推進
（小学校 3, 4 年生：国際理解活動／小学校 5, 6 年生：外国語活動）

○教育の情報化の推進

教育の情報化を進め、校務の効率化と教育情報の有効活用等によって、授業力や教育活動の質の向上を図る。

- ・ I C T（情報通信技術）を活用した「わかる授業」の実施
- ・校務の情報化による教員の事務負担の軽減

○学校図書館の充実

子どもたちの想像力や感性を磨き、豊かな人間性や知的な力を育むための読書活動を推進する。

- ・司書業務補助員の配置、蔵書の充実

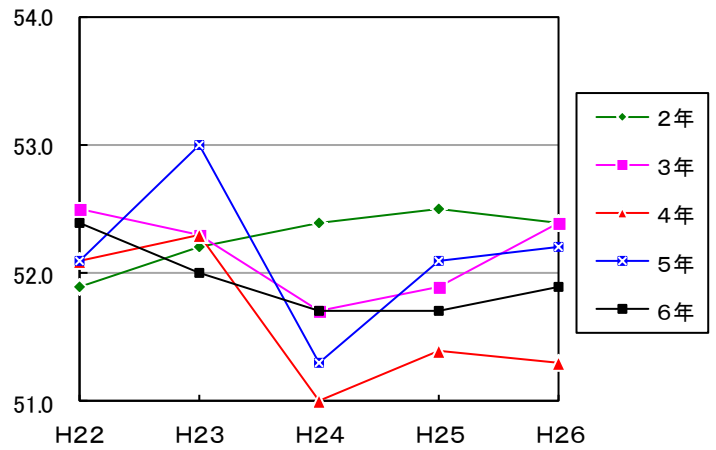
○教職員研修の充実

教職員の資質・指導力（マネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤）の向上を図るため、ライフステージや教育課題に対応した研修を実施する。

- ・ 教師塾「きらり」開講
- ・ 管理職リーダーシップ向上
- ・ 授業力向上支援員（ステップアップ・サポーター）派遣
- ・ 学校教育アドバイザー事業（熊大との連携）

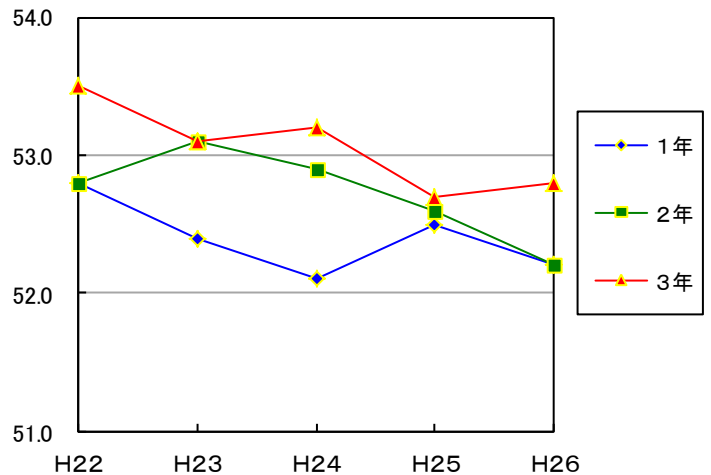
市内学力偏差値 年度比較（小学校）

全 体					
実施年度	H22	H23	H24	H25	H26
2年	51.9	52.2	52.4	52.5	52.4
3年	52.5	52.3	51.7	51.9	52.4
4年	52.1	52.3	51.0	51.4	51.3
5年	52.1	53.0	51.3	52.1	52.2
6年	52.4	52.0	51.7	51.7	51.9



市内学力偏差値 年度比較（中学校）

全 体					
実施年度	H22	H23	H24	H25	H26
1年	52.8	52.4	52.1	52.5	52.2
2年	52.8	53.1	52.9	52.6	52.2
3年	53.5	53.1	53.2	52.7	52.8



■健やかな体の育成：「体」

子どもたちが、たくましく生きるため、体力の向上と健康づくりの推進を図るとともに、心身の健康の保持に必要な知識と習慣、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるなど食育を推進する。

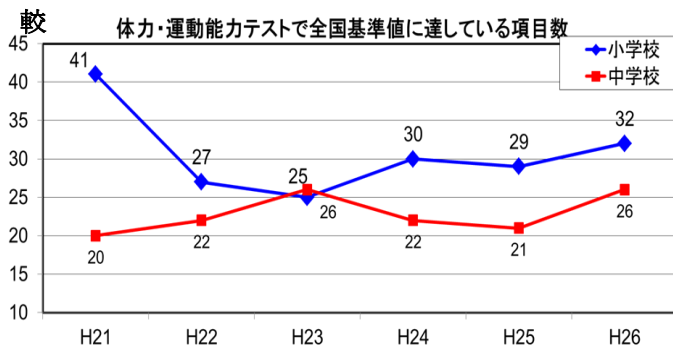
【具体的な取組】

○健康づくりの推進

生涯にわたり健康的で活力ある生活の基盤を養うため、規則正しい生活習慣の育成や体力の向上を図る。

- ・望ましい生活習慣の育成（小児生活習慣病予防対策）
- ・いきいき健康づくりプログラムの活用（各校における主体的な健康づくりプログラムの実践）
- ・わくわくチャレンジ長なわとびフェスタの実施
- ・休み時間等を利用した体力づくり
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の実施

熊本市の「体力・運動能力、運動習慣等の調査」年度比較



小学校 … 96項目中【8種目×2(男・女)×6(学年)】の上回った種目数
中学校 … 54項目中【9種目×2(男・女)×3(学年)】の上回った種目数

全国基準値を上回った種目数の経年変化

(※全国基準値：H14～H18の全国平均値の平均)

○食育の推進

生涯を通じて望ましい食習慣を営む態度を養うため、家庭や地域社会及び関係機関等と連携・協力した食育を推進する。

- ・安全安心な学校給食の提供
- ・学校給食を教材とした食に関する指導の推進
- ・ふれあい給食の実施

■教育環境の整備

子どもたちが安全で快適な学校生活を送り、健やかに成長するための多様な学習活動を支え、また、災害時の応急的な地域の避難所として重要な役割を担うため、安全安心な教育環境を整備する。

【具体的な取組】

○学校施設の整備

安全で快適な学習環境を確保するため、学校施設の整備や耐震化、特別支援学校の整備を進める。

- ・校舎・体育館・プール等の整備（増改築）
- ・非構造部材の耐震化（体育館や武道場の天井落下等防止対策）
- ・特別支援学校の整備（高等部、小・中学部）
- ・エアコンの設置
- ・学校施設のバリアフリー化

○学校安全の推進

子どもたちが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、家庭や地域及び関係機関との連携を進めるとともに、安全教育の充実を図る。

- ・家庭や地域と連携した通学路の安全対策（学校安全対策協議会）
- ・安全教育の実施（生活安全、交通安全、防災教育）
- ・こどもひなの家の設置
- ・小中学校へのAEDの設置

■学校・家庭・地域社会の連携と推進

学校・地域が連携協力して、地域ぐるみで子どもたちを育てるため、地域の人材を積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを推進し、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開する。

【具体的な取組】

○学校・家庭・地域社会との連携

- ・学校評議員の活用
- ・学校支援ボランティアの活用

